

北アルプス広域連合議会平成31年2月定例会議事日程（第1号）

平成31年2月13日（水）

午前10時開議

大町市議会棟

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 広域連合長あいさつ

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

報告第1号 専決処分の報告について

専第6号 平成30年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）

報告第2号 専決処分の報告について

専第7号 平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）

報告第3号 専決処分の報告について

専第8号 平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

報告第4号 専決処分の報告について

専第9号 平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等 事業特別会計補正予算（第3号）

議案第1号 北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 平成30年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）

議案第4号 平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）

議案第5号 平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第6号 平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第7号 平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）

議案第8号 平成31年度北アルプス広域連合一般会計予算

議案第9号 平成31年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算

議案第10号 平成31年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第11号 平成31年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算

議案第12号 平成31年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算

議案第13号 平成31年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算

北アルプス広域連合議会平成31年2月定例会議事日程（第2号）

平成31年2月14日（木）

午前10時開議

大町市議会棟

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

- | | | | |
|--------|--|---------|-------|
| 議案第1号 | 北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について | 総務常任委員長 | 北澤禎二郎 |
| 議案第2号 | 北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について | 福祉常任委員長 | 猪股 充弘 |
| 議案第3号 | 平成30年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号） | | |
| 議案第6号 | 平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号） | 総務常任委員長 | 北澤禎二郎 |
| 議案第4号 | 平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号） | | |
| 議案第5号 | 平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号） | | |
| 議案第7号 | 平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号） | 福祉常任委員長 | 猪股 充弘 |
| 議案第8号 | 平成31年度北アルプス広域連合一般会計予算 | 総務常任委員長 | 北澤禎二郎 |
| | | 福祉常任委員長 | 猪股 充弘 |
| 議案第9号 | 平成31年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算 | | |
| 議案第12号 | 平成31年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算 | 総務常任委員長 | 北澤禎二郎 |
| 議案第10号 | 平成31年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算 | | |
| 議案第11号 | 平成31年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算 | | |
| 議案第13号 | 平成31年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算 | 福祉常任委員長 | 猪股 充弘 |

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	勝野 富男	7	大厩 富義	14	北澤 禎二郎
2	高橋 正	8	那須 博天	15	津滝 俊幸
3	佐藤 浩樹	9	和澤 忠志	16	加藤 亮輔
4	大和 幸久	10	薄井 孝彦	17	宮澤 正廣
5	松島 吉子	12	矢口 あかね	18	猪股 充拡
6	二條 孝夫	13	大和田 耕一		

正・副連合長、広域連合出席職員名簿

役 職	所 属	氏 名
広域連合長	大町市長	牛越 徹
副広域連合長	池田町長	甕 聖章
〃	松川村長	平林 明人
〃	白馬村長	下川 正剛
〃	小谷村長	松本 久志
広域連合監査委員	代表監査委員	山田 賢一
広域連合職員	会計管理者(大町市会計管理者)	西澤 美千夫
〃	事務局長	上野 法之
〃	消防長	降旗 寛次
〃	消防本部総務課長兼通信指令室長	勝野 一徳
〃	消防本部総務課長補佐兼庶務係長	山岸 賢司
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	郷津 純治
〃	消防本部総務課長補佐兼予防係長	山本 智通
〃	総務課参事(広域連携担当)	小泉 寛
〃	総務課長	傘木 徳実
〃	総務課総務係長	西澤 喜吉
〃	総務課企画財政係長	飯島 伸幸
〃	総務課施設整備推進係長	鷺澤 久志
〃	総務課エコパーク管理係長	松澤 泉
〃	総務課長補佐兼土木振興係長	北澤 尚泰
〃	介護福祉課長	西山 孝
〃	介護福祉課長補佐兼介護保険係長	大塚 裕明
〃	介護福祉課審査係長	北澤 晴美
〃	鹿島荘所長	丸山 純生
〃	虹の家事務長	竹本 明信
〃	会計係長	栗林 幸夫
〃	議会事務局(記録)	宮嶋 久美
〃	〃	横川 拓巳
〃	議会事務局	西澤 崇
〃	〃	蒔苗 剛

平成31年 2月13日

開会 午前10時00分

○議長（勝野富男君） おはようございます。ただいまから平成31年北アルプス広域連合議会2月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、17名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、欠席、遅参等については、事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（上野法之君） 報告いたします。11番平林寛也議員が所用のため本日欠席との届出が出されております。以上でございます。

○議長（勝野富男君） 続いて、理事者等の欠席、遅参等については事務局長の報告を求めます。事務局長。

○事務局長（上野法之君） 報告いたします。正副連合長、監査委員は全員出席をしております。以上でございます。

○議長（勝野富男君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（勝野富男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、16番加藤亮輔議員、17番宮澤正廣議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」

○議長（勝野富男君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本2月定例会の会期等議会運営につきましては、去る2月6日に議会運営委員会を開催願ひ、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（那須博天君）登壇〕

○議会運営委員長（那須博天君） おはようございます。去る2月6日、議会運営委員会を開催し、本2月定例会の会期日程等について審議をしておりますので、審議の概要についてご報告いたします。

本定例会の会期は、本日2月13日と明日14日の2日間であります。本定例会に付議されております案件は、報告案件4件、条例案件2件、予算案件11件の計17件であります。各議案につきましては、委員会に付託し、委員会審査を経て委員長報告、質疑、討論を行い、採決を行うことといたします。また、2日目の本会議終了後に、全員協議会の開催を予定しております。議会運営委員会では、これを了承しております。審議の概要は以上であります。よろしくご賛同のほどをお願いいたします。

○議長（勝野富男君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日2月13日から明日2月14日までの2日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日と明日の2日間と決定をいたしました。

日程第3 広域連合長のあいさつ

○議長(勝野富男君) 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。
広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) 本日、ここに広域連合議会2月定例会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位には何かとご多用の中にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新年度の地方財政計画では、地方交付税を本年度より1千724億円増額し、1兆6千809億円としております。国税収入が増えたことを背景に7年ぶりの増となっており、一般財源総額も、5千913億円増額の6兆2千772億円となり過去最高となりました。

また、消費税率の引き上げに伴い、本年10月から実施されます幼児教育無償化に係る地方負担につきましては、初年度分は全額国費で負担することとされ、2千349億円の臨時交付金が創設されることとなりました。

先月30日に長野財務事務所が発表した県内経済情勢によりますと、総括判断では、緩やかに回復している、としており、また、先行きにつきましては、雇用環境の改善が続くなかで、各種政策の効果により、回復していくことが期待されるが、海外経済の動向などを注視する必要がある、としております。

しかしながら、当地域におきましては、消費動向を中心になお景気回復の実感に乏しく、一日も早く力強い回復の手応えが感じられるよう、経済情勢の早期改善を願うところでございます。

県の新年度予算案につきましては、県の総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」に位置付けた施策を本格的に展開し、着実な推進を図るために編成したとされております。県の計画にも盛り込まれております当圏域の北アルプス地域計画にも様々な施策が予定されており、広域連合としましても施策の推進に向け、圏域5市町村とともに、地域振興局をはじめ県の諸機関との一層の連携を図ってまいります。

広域連合の新年度予算につきましては、市町村財政担当課長会議や副市町村長会議における精査のうえ、正副連合長による協議を経て編成いたしました。

新年度は、5か年の広域連合第4次広域計画の最終年度にあたりますことから、広域計画における各事業のこれまでの取組み状況について、各課等における評価、検証を行い、課題

の解決と計画の達成を図るための予算編成に努めたところでございます。

一般会計予算は、総額17億143万円余となり、一般廃棄物処理施設北アルプスエコパークの建設が完了したことなどから、前年度比26.6パーセントの大幅な減少となっております。特別会計におきましては、5会計で総額75億16万円余を計上しており、前年度比3.3パーセントの増加となりました。

以下、当面する主な事業の取組み状況と新年度の主な施策の概要につきまして、順次、ご説明申し上げます。

はじめに、北アルプス連携自立圏について申し上げます。

3年目となります本年度は、これまで若者交流・結婚支援、移住交流、福祉などの8分野19事業に取り組んでまいりました。

若者交流・結婚支援の分野では、圏域市町村や県の若手職員で構成する北アルプス a s o b i (あそび) プロジェクトが、昨年10月にハロウィンパーティーを、また12月にはクリスマスパーティーを企画、開催し、圏域内外から約150人の男女が参加して、和気あいの雰囲気の中、出会いと交流を楽しむ機会を提供しました。

各市町村におきましても、山岳愛好者に呼びかけるなど、地域の特色を活かした交流イベントをそれぞれ開催し、若者が出会う機会の創出を図り、圏域全体として定住の促進と人口減少の抑制につながるよう、努めているところであります。

医療・保健分野につきましては、未就学児眼科屈折検査事業では、昨年7月から12月までの間、圏域の未就学児359人を対象に検査を実施し、このうち約12パーセントに当たる43人に精密検査を勧めております。導入した検査機器の活用により数秒間で結果が判定できますことから、検査の効率化が図られており、今後も大北医師会等関係機関と緊密に連携して継続して取り組むこととしております。

この他の事業につきましても、本年度の実施状況や課題を広域連携課題別専門部会等で検証し、今後の事業の推進に活かしていくこととしております。

新年度におきましては、新たな子育て支援の分野で、共働き世帯の支援につながる病児保育の実施に向けた調整を進めるとともに、福祉分野では医療・介護関係者からの相談を受けて支援を行う、在宅医療・介護連携支援センターの運営を開始するなど、2事業を加え9分野21事業に取り組むこととしております。

広域連合としましては、連携自立圏の各事業が着実かつ効果的に進みますよう、広域連携の橋渡し役を努めてまいります。

次に、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

昨年8月の北アルプスエコパークの本稼働により、3市村のごみや資源物等を処理する、ごみ処理広域化がスタートして半年が経過しました。北アルプスエコパークでは、可燃ごみの搬入量が概ね施設計画に沿った水準で推移しており、順調な運営が図られております。

また、広域連合として資源物等を取り扱う、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパーク及び白馬山麓清掃センターの3施設におきましても、それぞれ受け入れ業務を円滑に実施しております。

今後も引き続き、3市村との連携の下、分別収集やリサイクルを進め、循環型社会の形成に寄与するとともに、適切かつ安全な運営に努めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

昨年中の火災件数につきましては、前年と同数の15件で、このうち住宅等の建物火災が9件、2名の方が亡くなられ、1名が負傷しております。火災や地震等の災害から人的被害の軽減を図るため、管内各地で実施しております防災訓練に多くの地域住民の皆様にご参加いただいております、今後も引き続き地域防災力の向上に努めてまいります。

救急出動件数は3,497件で、前年より19件減少したものの、平成25年以降連続して3千件を超える水準で推移しております。地域住民の救命率の向上を図るため、指導救命士を育成して救急救命士の更なるスキルアップに努め、迅速・確実な救急活動を実施するとともに、ドクターヘリ、ドクターカーの効果的な活用に向けて、関係機関との協力体制を一層強化してまいります。

次に、介護老人保健施設「虹の家」について申し上げます。

1月末現在、昨年4月からの施設入所者は、延べ13,514人、1日平均44.2人で、利用率は88.3パーセントとなっております。また、通所利用者は延べ4,501人、1日平均21.6人で、利用率は90.2パーセントとなりました。昨年同期と比較しますと、入所利用者は1,513人の減、通所利用者では542人の増となっております。

今後も、利用者確保のため、地域のケアマネージャーや市町村との連携を図り、利用率の向上につなげてまいります。

また、例年冬期間は入所利用者が増える傾向にありますことから、利用者の健康管理やインフルエンザ等の感染症予防にも十分注意を払い、適切な施設運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険事業につきましては、本年度よりスタートした第7期介護保険事業計画が、まもなく1年を経過しようとしております。

サービス給付等につきましては、概ね順調に推移しており、中でも、新たな重点施策として位置付けられました生活支援体制の整備では、昨年11月より北アルプス買い物サポート事業を全国に先駆けて開始いたしました。約100名の方からご登録いただき、現在、モデル事業としての結果の検証を進めているところであります。買い物サポート事業を含め、介護予防や日常生活の支援体制の整備を一層推進するため、国では本年度、従来の介護保険給付とは別に、新たに保険者機能強化推進交付金を創設し、当広域連合にも交付されることとなり、本定例会の補正予算に計上いたしております。

地域包括ケア体制の核となります在宅医療と介護の連携につきましては、平成28年度より大北地域在宅医療推進委員会と連携し、入院及び退院時における患者の支援ルールについて検討を重ねてまいりましたが、このたび全面的な改定を行い、今月より運用を開始いたしました。また、2020年度より設置することが義務付けられました、医療、介護の専門職により相談支援を行う、在宅医療・介護連携支援センターにつきましては、関係市町村と検討を重ねた結果、北アルプス連携自立圏事業に位置付け共同により設置することとし、運営体制の確保を図ってまいります。

全国的に、人口減少と少子高齢化が一層本格化する中、介護サービスを取り巻く状況も急激に変化しており、今後も、第7期介護保険事業計画に基づき、こうした社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、住民の皆様が安心して介護を受けられますよう介護保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、平日夜間救急医療について申し上げます。

小児科・内科急病センターの1月末までの利用状況は、春から秋にかけて当圏域内での感染症の流行が少なかったことなどから、診療日数240日で受診者延べ331人、1日当りの患者数は1.4人となっており、受診者のうち小児患者は166人で、全体の50.2パーセントを占めております。

昨年末からは、当圏域内でもインフルエンザの流行がはじまり、1月には受診者が1日10人にも上る日がありました。日々の受診者数は感染症の流行などにより大きく変動するため、引き続き当圏域の小児初期救急医療体制の維持に努めますとともに、市町村と協力して、広報紙等により急病センターの周知を図ってまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘の措置入所者数は、2月1日現在、定員の50人となっております。また、生活短期宿泊事業につきましては、6人にご利用いただいております、引き続き圏域市町村との連携を図り、適切な入所管理に努めてまいります。

ひだまりの家におきましても、入所定員の9人が入所しておりますが、待機者の現況等の把握に努め、退所時における入所者の円滑な利用調整を図ることといたします。

鹿島荘及びひだまりの家の両施設は、いずれも入所者の高齢化が一層進んでおりますため、寒さが残るもうしばらくの間は、室温の調節など施設の環境管理に通常以上の注意を払い、明るい家庭的環境のもとで日常生活を営むことができますよう努めてまいります。

以上、主な事業の取組み状況について申し上げます。今後も引き続き、圏域の発展と住民福祉の増進に取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、報告案件4件、条例案件2件、予算案件11件の合計17件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際に説明いたしますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」

○議長（勝野富男君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

報告第1号から報告第4号までは、平成30年人事院勧告に伴う人件費補正が主な内容であります。

この取扱いについてお諮りいたします。

報告第1号から報告第4号までを一括して議題とし、順次説明を受けた後、各報告についてそれぞれ質疑及び採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱ってまいります。

報告第1号から報告第4号までの4報告について、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました専第6号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）」から専第9号「平成30年度北アルプス広域連合老人福祉

施設等事業特別会計補正予算（第3号）」までにつきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、平成30年12月18日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

今年度の人事院勧告に伴い、給料の平均0.2パーセントと賞与0.05月分の増額改定が行われ、広域連合が準拠する大町市の職員の給与条例の改正が議決されたことを受け、年内支給を行うため、12月18日付けで専決補正を行ったもので、以下、特別会計も同様でございます。まず、報告第1号一般会計では、歳出のみの補正で予算の総額に変更はございません。

6ページの歳出をご覧ください。

款2、項1、目1一般管理費24万5千円の増は、節2給料、節3職員手当等、節4共済費では人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員5名分と節19負担金補助及び交付金では、派遣職員4名分でございます。款4、項1、目2ごみ処理広域化推進費5万9千円の増は、同じく職員1名分と、派遣職員1名分でございます。款4、項1、目3廃棄物処理費9万円の増は、同じく職員1名分と派遣職員2名分でございます。款5、項1、目1常備消防費217万4千円の増は、同じく職員92名分でございます。款6、項1、目1土木事業費7万円の増は、同じく職員2名分でございます。

8ページをご覧ください。

款8予備費263万8千円を減額し、財源としております。

10ページからは、給与費明細書でございます。

次に、報告第2号介護老人保健施設事業特別会計では、同様に歳出のみの補正でございます。

6ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1介護老人保健施設事業費32万7千円の増は、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員12名分でございます。款2予備費32万7千円を減額し、財源としております。

8ページからは、給与費明細書でございます。

次に、報告第3号介護保険事業特別会計では、同様に歳出のみの補正でございます。

6ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1一般管理費21万8千円の増は、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員5名分と節19負担金補助及び交付金は、派遣職員2名分でございます。款6予備費21万8千円を減額し、財源としております。

8ページからは、給与費明細書でございます。

次に、報告第4号老人福祉施設等事業特別会計でございますが、同様に歳出のみの補正でございます。

6ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1管理費21万1千円の増、及び項2、目1ひだまりの家管理費3万5千円の増は、いずれも節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増で、職員10名分でございます。款3予備費24万6千円を減額し、財源としております。

8ページからは、給与費明細書でございます。

以上、報告第1号から報告第4号まで、併せてご説明申し上げましたが、ご承認を賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。初めに報告第1号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第1号を報告どおり承認することにご賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第1号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）」は、報告どおり承認されました。

次に報告第2号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第2号を報告どおり承認することにご賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第2号「平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）」は、報告どおり承認されました。

次に報告第3号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第3号を報告どおり承認することにご賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第3号「平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、報告どおり承認されました。

次に報告第4号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第4号を報告どおり承認することにご賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第4号「平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第3号）」は、報告どおり承認されました。

次に議案第1号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（降籬寛次君）登壇〕

○消防長（降籬寛次君） ただいま議題となりました議案第1号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、重大な消防法令違反のある特定防火対象物についての違反を公表することにより、利用者が建物火災による危険性を事前に把握することができるものであります。これにより、防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減化を図るとともに、防火対象物の関係者に防火安全体制の確立を促すものであります。

お手元に配布いたしました議案説明資料の新旧対照表をご覧ください。第52条として、違反防火対象物の消防用設備等の状況を公表することとし、その手続きは規則で定めるものでございます。本則を加えることにより、以降の条は1条ずつ繰り下がり、第53条、第54条、第55条となります。

なお、施行日は関係者への周知及び是正の期間を設けて平成32年4月1日としております。

以上ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はございませんか。

薄井孝彦議員。

○10番（薄井孝彦君） 公表するということですが、どのような方法で公表するのか教えてくださいたいと思います。

○議長（勝野富男君） 総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） 消防本部のホームページにて公表を予定しております。

○議長（勝野富男君） 薄井孝彦議員。

○10番（薄井孝彦君） ホームページで公表するという事は、一部の人は見られないということになりますよね。そうすると、この改正の意味が本当に効果的なのかどうかというのが疑問のような気がしますので、例えば、広報とかそういったもので公表するとかそういったことは考えていませんか。

○議長（勝野富男君） 総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） 全国の消防本部でもホームページで公表ということになっておりまして、今のところ、それ以外の方法は考えておりません。

○議長（勝野富男君） 他に。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 規則を見ますと、スプリンクラー等の設置をしていない場合に、公表するというような条件が入っているわけですが、これ以外で対象になるようなものはないのか、そういった点は検討されたのかどうか説明ください。

○議長（勝野富男君） 総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） 対象となるものは、自動火災報知設備、屋内消火栓、スプリンクラー設備となっております。これらを設置していない防火対象物を公表するというものであります。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） それ以外では、防火上必要な対象物というのはないという判断なのでし

ようか。

○議長（勝野富男君） 総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） 重大な違反ということで、3設備について公表ということ
であります。

○議長（勝野富男君） 他に。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に議案第2号「北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」
を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました、議案第2号「北アルプス広域連合介護
保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配布してあります、議案第2号説明資料の新旧対照表を併せてご覧ください。

今回の改正は、介護保険制度改正に伴い更新認定に係る申請者のうち、心身の状態が安定
していると判断された方について、認定有効期間が最長24か月から36か月まで延長が可
能となり、認定審査会の審査件数の減少が見込まれることから、委員の定数を30人から
25人とするものでございます。

なお、これに伴い、介護保険条例施行規則の一部改正につきましても、1合議体5人で編
成する認定審査会の合議体数を6から5に改正するものであります。

施行日は、本年4月1日からとしております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げま
す。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 審査年が2年から3年に延びたということで、この延長によって減少す
る対象者数は概ねどのくらいを見込んでいるのか。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） 有効認定期間の延長が36か月になった場合の影響件数ですけれ
ども、約650件程度あるという試算をしております。

○議長（勝野富男君） 他に。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第2号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に議案第3号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第3号「平成30年度北アルプス広域連合 一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,841万5千円を減額し、総額を23億1,172万1千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目1市町村負担金4,841万5千円の減は、本年度における各事業費の見込み及び確定により、それぞれ減額をするものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1議会費2万円の増は、議長交際費の慶弔費の実績によるもの、款2、項1、目1一般管理費3万円の増は、連合長交際費の慶弔費の実績によるものでございます。目3情報化推進費1,039万円の減は、本年度中に機器等の更新を予定しておりました、戸籍副本データ管理システムほか、2システムの更新について、法務省からの指示により、更新時期を翌年度に延期したことによる、委託料及びリース料の減額でございます。款4、項1、目1葬祭場費110万円の減は、指定管理料の確定に伴い、節13委託料を減額するものでございます。款4、項1、目2ごみ処理広域化推進費589万円の減は、節12役務費32万円の減は、大町リサイクルパークの水道メーター付替え手数料を、大町リサイクル施設改修工事に含めたことによるもの、節18備品購入費557万円の減は、フォークリフトなどの車両等購入費の入札差金を減額するものでございます。款4、項1、目3廃棄物処理費3,017万円の減は、節11需用費では、光熱水費は実績によるもの、節12役務費は、設備法定点検確定によるもの、節13委託料は、環境測定業務など入札差金によるもの、節14使用料及び賃借料では、情報機器リース料の確定により減額するものでございます。款4、項1、目4リサイクル推進費86万5千円の減は、節12役務費では、火災保険料確定によるもの。節13委託料は、資源物運搬業務の入札差金を減額するものでございます。款5、項1、目1常備消防費58万円の減は、節2給料では、分限休職職員1名によるもの。節3職員手当等は、分限休職職員1名の期末勤勉手当等の減、住居手当では賃貸居住者の増によるものでございます。節11需用費は、光熱水費の使用見込みによるもの。節12役務費は、広告料の確定によるもの。

12、13ページをご覧ください。

節18備品購入費は、入札差金によるものでございます。款6、項1、目1土木事業費では、節7賃金は実績により減額し、節25積立金において基金積立金を増額するものでございます。款8予備費53万円の増は、歳入歳出の調整でございます。

14ページから15ページは給与費明細書、16ページは補正予算に伴う市町村負担金集計表となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 11ページの情報化推進費ですけれども、委託料、使用料及び賃借料がそれぞれ減額になっています。今の説明では、法務省の指示による翌年度への繰越しだというような説明がありましたが、どんな理由で法務省は翌年度繰越を指示しているのか、その理由について説明ください。

○議長（勝野富男君） 企画財政係長。

○企画財政係長（飯島伸幸君） お答えいたします。まず、戸籍副本データ管理システムの再構築委託料の減についてご説明申し上げます。

このシステムは法務省が主導しまして、平成25年度から5市町村で構築しているシステムでございます。こういった情報システムの更新は一般的には5年ごとに行われるため、30年度予算において備えていたわけでございますが、法務省からの新しいシステムの更新の指示が延期されまして、31年度の更新となったということから、減額とさせていただいているところでございます。

続きまして、14節にございます情報系システム機器リース料でございます。

こちらの機器は大町市を除きます4町村と広域連合が平成25年度から共同で構築しているシステムでございます。主に財務会計ですとか、電子メールを利用するためのサーバー等の機器でございます。

電子機器の耐用年数は通常5年が目安とされているもので、構築から平成29年度末で丸5年が経過し、またリース料も満了していることから、耐用年数の目安どおりですと、30年度当初から新しい機器に更新とすることでございますが、実際の機器の状況等確認する中で、経費節減等の観点から、適切な保守を受けながら少しでも機器を長く使うということで、30年度におきましては、30年度末に更新する予定ということで、リース料約3ヶ月分を見込んでいたところでございました。

しかし、サーバー等の機器の状態を確認する中で、30年度いっぱいには安定的な使用に耐え得ることが見込まれること、また、今まで単独で運用しておりました大町市の機器も、30年度末で丸7年を迎えるというような状況もございまして、担当者間で話し合いまして、31年度におきまして、新たに大町市も加えた5市町村と広域連合全体で機器を利用しまして、より効率的な管理をしていくため、30年度予算ではリース料を減額させていただくものでございます。

続きまして、住基ネットシステム機器リース料でございます。

このシステムにつきましては、総務省が管轄します地方公共団体情報システム機構というところが主導しておりまして、こちらにつきましても、平成25年度から5市町村で構築しているシステムでございます。この住基ネットにつきましても、構築から5年が経過することから、30年度予算において機器更新の指示に備えていたわけでございますが、機構からの更新の指示が延期されまして、31年度の更新ということになりましたものから、減額とさせていただくものであります。以上でございます。

○議長（勝野富男君） 他に。

矢口あかね議員。

○12番（矢口あかね君） 11ページです。消防費の中の分限休職職員1名分給料と期末勤勉手当が減額になっておりますが、この分限処分というのが、公務員で勤務実績が良くない若

しくは心身故障のため仕事に耐えられない場合など、本人の意に反して行われる処分とあり、休職と免職があるようですが、この方の場合、休職ということで、どういう状況の方で今後どういう見通しなのかお聞かせください。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

庶務係長。

○消防本部庶務係長（山岸賢司君） お答えいたします。分限休職職員については、病気療養中により分限休職となっているものでございます。以上です。

○議長（勝野富男君） 矢口あかね議員。

○12番（矢口あかね君） それはどのくらいの期間で、何が理由なのか。わかる範囲で結構なのですが、見通しをお願いします。

○議長（勝野富男君） 庶務係長。

○消防本部庶務係長（山岸賢司君） 病名につきましては個人情報になりますので控えさせていただきますが、昨年3月頃より発症いたしまして、それ以来、療養休暇を重ねておりました。その後、分限休職となったものでございます。

○議長（勝野富男君） 他に。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に議案第4号「平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第4号「平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ91万7千円を減額し、総額を2億6,332万7千円とするものでございます。今回の補正は、歳入では、本年度の実績見込みに基づき、入所療養介護費収入の増、居宅介護費収入の減及び施設利用料収入の増が主なものであり、歳出では、運営経費として必要な消耗品、賄材料費等の需用費の増が主な内容となっております。

8、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1入所療養介護費収入331万5千円の増は、契約入所者の実績見込みの増加に伴い増額するものでございます。款1、項2、目1短期入所療養介護費収入224万2千円の減及び目2通所リハビリテーション費収入508万3千円の減は、各利用者の実績見込みによるものであり、特に通所リハビリテーション費収入では、秋季から冬季にかけての登録利用者の入院、体調不良やインフルエンザ等の影響により減額見込みとなったものでございます。項3、目1施設利用料収入494万5千円の増は、施設入所者及び短期入所者、

通所者の利用者負担の実績見込みによるものであり、主に食費、居住費等に関するものでございます。項4、目1特定入所者介護サービス費収入136万2千円の減は、施設入所者のうち、低所得者の食費、居住費の負担限度額に対する補足給付であり、対象者数と日数の減によるものでございます。款4、項1、目1利子及び配当金51万7千円の減は、基金利子収入の見込みによる減額でございます。

10、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1介護老人保健施設事業費、節7賃金240万円の減は臨時職員の雇用実績によるもの、節11需用費125万7千円の増は、運営経費として必要な利用者の紙おむつ等の消耗品、賄材料費及び灯油単価高騰による燃料費の増、節14使用料及び賃借料28万9千円の増はエコキュート給湯器に係る再リース料でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 大きく3つについて質問したいと思います。1点目につきましては、臨時職員雇用実績が240万円、1人分減額になっております。これに関連して、マンパワーについて質問します。職員募集に対しては応募はなかったのかどうか、これによって職員に負荷がかかっていないのかどうか、看護師とか職種ごとに必要な人数というのは充足されているのかどうか。この3点について説明ください。

それから大きな2番目はですね、基金の見込みについてです。基金の利子を見込みを下方修正していますけど、その原因は何なのか説明ください。11月補正においては大幅な基金繰入を行っておりますけど、そのうち療養介護費収入の減少から経常費に財源充当した額というのはいくら見込んであるのか説明ください。これに応じて、年度末の基金残高はいくらになるか説明ください。

大きな3番目はリハビリについてです。老健施設というのはリハビリに関して、療養費収入における加算をどのくらいに見込んであるのか説明ください。30年度は理学療法士が3名から1名減って2名となりましたが、その影響についてどのように見ているのか説明ください。以上です。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） ただいまの3点のご質問に対してお答えいたします。

まず1点目の職員の充足の状況であります。1つとして、臨時職員の賃金の減額理由ということでもありますけれども、看護師の募集に対しまして、年度途中から採用があったということもございます。勤務日数と勤務時間も限られているため、その分が減額となったものでございます。職員体制についてであります。医師1名、看護師5名、理学療法士2名の計8名が医療従事者として従事をしており、それから事務長と事務員、合わせて10名が大町病院からの配属となっております。広域連合から派遣されている介護員9名と支援相談員2名の11名でありまして、臨時職員につきましては、看護師、介護員、業務員の不足分として16名、全体では全37名体制で実施しているところでございます。このうち、1名の介護員が3月まで療養休暇中でございまして、実際、勤務を組むうえでは余裕はありませんけれども、勤務表はぎりぎり組んでいるという状況であります。

2点目の基金の見込みということであり、この中で基金の利子見込みを下方修正している原因はということですが、本年度当初予算における積算につきましては、前年並みの高利の運用利息で行ってございましたため、実績の見込みによって減額補正をお願いするものでございます。補正予算で基金繰入を行ったということでもありますけれど、ろ過機更新工事分として500万円を当初予算に計上してありましたが、11月補正において、療養介護費収入減額分として、903万9千円を基金から財源充当したものでございます。

本年度末の基金残高の見込みということでもありますけれど、基金を繰入れした残高については、1億1,932万2千円を見込んでいます。

3点目のリハビリの状況ということであり、平成29年度につきましては、理学療法士が3名ということ、本年度につきましては2名という体制で動いておりますけれど、4月から12月の9ヶ月の同時期の実績で比較をしますと、昨年度につきましては、810万円程度がリハビリ関連の加算として上乗せになったものであります。本年度は750万ということで、その差につきましては約60万円が減少した結果となっております。

これにつきましては、新規の方の3ヶ月分のリハビリが加算の対象というようになっておりますことから、リハのスタッフが減った分、加算対象者に集中してリハビリを行ってきたというところでございます。説明は以上となります。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 概ね説明を聞きましたが、結局、短期入所と通所リハとかの減額がかなり大きいというのが、今のところ30年度の実績では見受けられます。その主な原因というのは、やはりマンパワーがぎりぎりという状態で、充足されていないというところに問題があるのではないかと、私には思うわけですが、新年度の予算に向けて、この辺どのような形で改善する見込みがあるのか説明いただきたいと思っております。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） マンパワーの充足につきましては、新年度予算に係る部分でありますけど、先ほど説明したとおり、30年度では37名体制ということでもございました。来年度につきましては、介護員1名が育児休業から復帰するというのもありまして、全体的には38名体制となりまして、実質増員で考えているものでございます。以上であります。

○議長（勝野富男君） 他に。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第4号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に議案第5号「平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第5号「平成30年度北アルプス広

域連合介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、2,609万9千円を減額し、総額を69億812万1千円とするものでございます。今回の補正は、事業の給付見込によるものと、公費負担額の交付決定等によるものが主なものでございます。

8、9ページの歳入をご覧ください。

款1第1号被保険者の介護保険料2,160万円の増は、特別徴収対象者の増に伴うものでございます。款2、項1、目1市町村負担金496万3千円の減は、介護サービス給付見込の減額に伴うもの。款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金など、給付の実績見込みに基づく公費負担額の交付決定等により、それぞれ増額または減額するものでございますが、款4、項2、目7保険者機能強化推進交付金1,180万3千円の増は、本年度から、介護予防等に係る保険者の取組みに対する評価に基づき交付されることとなった新たな交付金でございます。

10、11ページをご覧ください。

款8、項2、目1介護保険給付準備基金繰入金4,819万9千円の増は、国県等の公費負担額の交付決定等に伴い、給付に必要な額を基金から繰入れるものでございます。款10諸収入では、交通事故などによる介護サービスの利用者に対しての第三者納付金の確定分でございます。

次に、12、13ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1一般管理費33万4千円の増は、低所得者保険料軽減に伴う介護保険システム改修委託料でございます。項3、目1介護認定審査会費81万9千円の減の主なものは、審査会の開催回数減少に伴い、認定審査会委員報酬及び通信運搬費を減額するものでございます。款2保険給付費は、給付見込により1,480万円を減額するものでございます。

16、17ページをご覧ください。

項2介護予防サービス等諸費800万円の減の主なものは、目3地域密着型サービス給付費400万円と、18、19ページのみ7サービス計画給付費400万円の減は、各サービスの給付見込によるものでございます。

22、23ページをご覧ください。

項6特定入所者介護サービス等費680万円の減は、サービスの給付見込によるものでございます。

24、25ページをご覧ください。

款3給付準備基金積立金1,161万9千円の増の主なものは、新たに交付された保険者機能強化推進交付金の交付に伴い、第1号被保険者の保険料を基金に積み立てるものでございます。

26、27ページをご覧ください。

款4、項2、目2任意事業費215万9千円の減の主なものは、市町村に委託をして実施しております地域支援事業費の実績見込みによるものでございます。項3、目1介護予防生活支援サービス事業費2,488万円の減の主なものは、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型、通所型サービス事業費の給付見込みによるものでございます。

28、29ページをご覧ください。

款5、項1、目2償還金は、地域支援事業に係る過年度県補助金償還金でございます。

30ページは、市町村負担金一覧表となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はございませんか。

○4番（大和幸久君） 連合長挨拶にもありました、9ページ保険者機能強化推進交付金1,180万3千円ですが、これは歳出のほうにはどのように使われているのか説明ください。

2点目は、昨年11月から買い物サポート事業が始まっております。連合長挨拶では登録者が100名という説明がありましたけれども、実際に運用実績というのはどのくらいの数になるのか説明ください。

それから17ページ、地域密着型介護予防サービス給付費400万円の減額ということで、50パーセント以上の減額となっておりますが、この減額の主な原因について、改めて説明ください。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

介護保険係長。

○介護保険係長（大塚裕明君） 3点いただきました順番に説明させていただきます。まず歳入の保険者機能強化推進交付金、こちらにつきましては従来、介護予防インセンティブというような形で説明をされてきたものが、平成30年度に保険者の行う、介護予防や日常生活支援の内容を評価して、保険者ごとに機能強化交付金として新たに交付をされるもの、その内示に伴って補正予算をさせていただいたものであります。こちらの内容につきましては、歳出のほうで言いますと、款4の地域支援事業費の中で款4、項1の介護予防事業から、款4、項3の介護予防・生活支援サービス事業費までの1号被保険者の負担のする部分に充当していくということになっております。ですので、歳入については新たな費目として受けて、歳出については、今ご説明した費目に充当していくという内容になります。

2点目でありますが、買い物サポート事業の実績ということで、本年2月までを実施期間として行っておりますが、直近のところでは1月の利用実績について、市町村から現在報告をいただいております。1月の利用実績として、97名の方が登録をされておまして、その内30名の方が利用いただいております。件数にいたしましては、50件弱ということで、現在の利用状況となっているところでございます。

最後に17ページのところの地域密着型の介護予防事業費の400万円の減の内訳ということですが、介護保険の申請をされるなかで、やはり高齢化が進んでおまして、介護予防の方から加齢に伴って介護のほうに移行していく方が増えております。そういった状況で、予防のサービスから同じサービスのまま使っていても要介護1から5のほうに移行していく方が増えたということもありまして、その分が減額となったという状況であります。以上です。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。

薄井孝彦議員。

○10番（薄井孝彦君） 今の大和議員の質問と関連するんですけれども、保険者機能強化推進交付金が評価されたということですが、その評価された内容はどのような内容だったのか。

それから、買い物サポート事業について行った結果を、先ほどの連合長の挨拶では、現在、

分析して検討しているというふうにおっしゃられましたけれども、検討した結果、どういう成果と問題点があったのか、それを教えてください。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

介護保険係長。

○介護保険係長（大塚裕明君） 保険者機能強化推進交付金の評価指標といたしましては、およそ60項目ほどあるのですが、大きく分けまして、保険者として介護保険事業計画を策定している内容について、適正な運用とか公表が行われているかということ。また、状況としての介護認定審査の申請の状況でありますとか、そういった実績によるもの。また、生活支援や介護予防の取り組みの内容を評価するもの。特に地域支援事業を中心とした、医療介護連携ですとか、その事業に該当する部分の指標に基づいてそれぞれの評価がされます。

こちらについてどういう評価なのかというのは、市町村ごとに結果したものが広域連合の合計としてくるものですから、一概に評価の結果というのが言えないのですけれども、被保険者1人あたりの単価で割り返しをさせていただきますと、当広域連合の平成30年度の内示額というのは、1名あたりおよそ5,000円程度、県の平均よりも高い水準で交付がされているのかなという状況が評価された部分かなとは考えております。

次に買い物サポート事業の評価につきましては、11月から開始をしているわけですが、4町村につきましては12月からの開始ということで、周知の期間を始めて、実質利用の始まったのが1月からということもありますので、現時点での評価というよりは、この2月末までの評価を通算させていただくなかで、評価の報告を改めてしていきたいと思っております。以上であります。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第5号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に議案第6号「平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第6号「平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ42万9千円を追加し、総額を1,810万6千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1衛生使用料77万1千円の減は、受診者数の見込みによるものでございます。款4、項1、目1雑入1万6千円の減は、小児福祉医療費事務手数料の見込みによるものでございます。款5、項1、目1衛生費県補助金121万7千円の増は、県補助金の内

示によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2予備費42万9千円の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に議案第7号「平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第7号「平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ258万7千円を追加し、総額を2億1,423万1千円とするものでございます。今回の補正は、実績見込みによる計数整理が主なものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1鹿島荘負担金170万7千円の増は、利用者の増により生活短期宿泊事業負担金を110万円、加算の増などにより老人保護措置費負担金を295万円増額し、鹿島荘運営費負担金を234万3千円減額するものでございます。款2、項1、目1ひだまりの家収入88万円の増は、利用者の要介護度の重度化などにより介護保険給付費を増額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目2生活費85万円の減は、節11需用費は、実績により賄材料費を減額するものでございます。項2、目1ひだまりの家管理費31万円の増は、節11需用費において灯油の高騰により燃料費を19万円、夏の猛暑の対応などにより光熱水費を12万円増額するものでございます。款3予備費は、歳入歳出の調整でございます。

12ページは、市町村負担金の一覧表となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はございませんか。

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第7号は、福祉常任委員会に付託いたします。

日程第4の途中であります。ここで11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時35分

○議長（勝野富男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第8号「平成31年度北アルプス広域連合一般会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第8号「平成31年度北アルプス広域連合一般会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を17億143万3千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

最下段でございますが、新年度は、前年度と比較して6億1,673万1千円26.6パーセントの減となっており、これは一般廃棄物処理施設建設工事の完了などによるものでございます。

8、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1市町村負担金15億7,630万4千円は、広域連合の経常経費、ごみ処理事業費、常備消防費などが主なものでございます。目2他団体負担金1,410万円は、北アルプス市町村会館内に事務所を有する4団体からの光熱水費等に係わる負担金をお願いするものでございます。款2使用料及び手数料では、項2、目2、節1衛生手数料6,847万8千円が主なものであり、収入証紙販売代金、ごみ焼却手数料でございます。款3国庫支出金、項2、目1低所得者保険料軽減負担金2,115万9千円、また、10ページ11ページの、款4県支出金、項2、目1低所得者保険料軽減負担金1,057万9千円は、介護保険事業での、低所得者の保険料軽減分に対する公費負担として、本年10月からの消費税率改定に伴い負担軽減の対象となる所得階層が、現在の第一段階から第三段階まで拡大されることをうけて、総額4,232万円を見込み、国がその2分の1を、県及び市町村がそれぞれ4分の1を負担し、介護保険事業特別会計に繰り出すものでございます。款7繰越金1,750万円は前年度からの繰越金であり、款8、項1、目1雑入は、節4衛生費雑入、資源物売却収入等の426万4千円が主なものでございます。

12、13ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1議会費67万5千円は、定例会4回開催に伴う経費でございます。款2、項1、目1一般管理費9,365万8千円は、節1報酬では監査委員、選挙管理委員会委員などの委員報酬、節2給料および節3職員手当等では職員6名分、節19負担金では、職員派遣費用負担金4名分であり、その他事務の執行に係わる経費を計上しております。

14、15ページをご覧ください。

目2財産管理費467万円は、北アルプス市町村会館の管理運営に必要な光熱水費及び清掃委託料などがございます。目3情報化推進費8,710万3千円は、情報関連のそれぞれのシステムを、広域連合を含む6団体で共同利用するために必要な、保守及びリース料が主なものであり、31年度には、戸籍副本データ管理システム、情報系システム及び住基ネットシステムの機器等の更新を予定しております。

16、17ページをご覧ください。

節19負担金補助及び交付金は、主要な機器を大町市総合情報センターで管理するための

ハウジング経費でございます。目5企画費22万2千円は、連携自立圏事業のうち、広域連合が実施主体となり実施します、地域づくりに関わる講演会及び視察研修に係る経費でございます。目6計画策定事業費12万8千円は、平成31年度が、5か年の第4次広域計画の最終年にあたるため、第5次広域計画を策定するためにかかる事務経費でございます。款3、項1、目2障害支援区分認定審査会費117万2千円は、審査会運営に係る経費であり、節1報酬では審査会委員5名分の人件費が主なものでございます。

18、19ページをご覧ください。

目3低所得者保険料軽減事業費4,232万円は、介護保険事業での低所得者の保険料軽減分に対する公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰出すものでございます。款4、項1、目1葬祭場費2,252万5千円では、節13委託料は葬祭場指定管理委託料であり、節15工事請負費では、劣化しております3号炉と動物炉の燃焼設備、排気ファン等の修繕工事でございます。目2ごみ処理広域化推進費1,166万円は、節1報酬では嘱託職員1名分、節2給料から節4共済費は職員1名分の人件費、節13委託料は職員健康診断委託料を計上しております。目3廃棄物処理費2億7,562万8千円では、廃棄物の処理に要する費用として、節2給料から節7賃金は職員1名、臨時職員3名分の人件費でございます。

20、21ページをご覧ください。

節11需用費では、プラント薬品代、光熱水費などの施設の運営費、節12役務費は、プラント設備の法定点検手数料など設備の維持管理費を計上しております。節13委託料は、施設の維持管理業務、可燃ごみ受入運搬業務などの委託料。節14使用料及び賃借料は施設用地などの賃借料、節19負担金補助及び交付金は、派遣職員2名分の人件費などがございます。目4リサイクル推進費4,727万円では、資源物のリサイクルに要する費用として、節1報酬から節7賃金は嘱託職員1名、臨時職員7名分の人件費でございます。

22、23ページをご覧ください。

節11需用費は、光熱水費などの施設の運営費、節13委託料では資源物受入業務などの委託料を計上しております。項2、目1保健衛生費3,693万1千円は、節13委託料では在宅当番医制事業と在宅歯科当番医制事業を、大北医師会と大北歯科医師会へそれぞれ委託するものでございます。節19負担金補助及び交付金の病院群輪番制事業運営費補助金は、夜間、土曜日、休日の2次救急医療の診療業務をあづみ病院と大町総合病院にお願いするものでございます。款5、項1、目1常備消防費9億2,669万5千円では、節1報酬から節4共済費は、職員93名と嘱託職員2名分の人件費でございます。節11需用費、消耗品費は、新規採用職員4名分の貸与品と職員89名分の被服貸与品、救急・救助関係消耗品、車両関係及び事務用消耗品等でございます。

24、25ページをご覧ください。

節13委託料は、高機能通信指令システム及び消防救急デジタル無線設備の保守点検、はしご車の保守点検、多言語119番通報通訳、職員健康診断等の委託料でございます。節15工事請負費は、女性専用室等整備改修工事、節18備品購入費は、高機能指令システム部分更新と北部署の査察広報車更新が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金は、消防学校入校負担金等でございます。款6土木費は3,980万4千円で、節2給料から節7賃金は、職員2名分と臨時技術職員4名分の人件費でございます。

26、27ページをご覧ください。

節25積立金は、土木事業基金に積み立てるものでございます。款7公債費9,342万5千円は、説明欄記載の事業により借り入れた、起債の元利償還に充てるものでございます。

28、29ページをご覧ください。

款8予備費1,750万円は、前年度と同額でございます。

30ページから34ページまでは、給与費明細書、35ページは、市町村負担金の目的別一覧でございます。

以上、主なものにつきましてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 担当委員会の案件ですけれども、最後に広域連合長の見解を伺いたいで、ここで質問を2点したいと思います。

1点目は一般管理費の関係ですけれども、広域連合職員のプロパー化の計画については、どの程度進捗されているのか説明いただきたいと思います。

2点目は10ページ、廃棄物処理費のうちの委託料、環境測定業務委託料1,475万円余が計上されていますが、この業務の内容についてまず説明いただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（上野法之君） お答えいたします。広域職員のプロパー化につきましては、現在の派遣職員を段階的に減らして、増員をしていくという計画でございます。これは、一定年度の年数をかけてやっていくという計画でございますので、一気に変えると年齢構成が集中することになりかねないので、段階的ということ、来年度1名プロパー職員を増員するという予定でございます。以上でございます。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（松澤泉君） 環境測定業務の内容につきましては、エコパークの建設にあたり地元や周辺自治会のご理解とご協力を得るなかで、環境への影響を心配する声も多くあったことから、広域連合では平成28年度に地元周辺自治会の皆様のご意見をお聞きしながら、環境測定計画を策定し、施設の稼働に伴う環境への影響を調査することといたしました。

ごみ処理施設の運営にあたっては、周辺住民の皆様が安心して生活できることが最も重要であることから、環境測定項目については、施設の騒音、交通の騒音、施設の振動、交通の振動、施設の臭気、周辺の大気、気象調査、水道水源、農業用水、地下水、周辺土壌の検査を行うものでございます。その他に、排ガス測定といたしまして、煤煙測定、ダイオキシン測定、排ガスの全水銀の測定、ごみ質の分析、焼却灰の分析、作業環境測定の分析でございます。以上でございます。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） プロパー化の関係で説明がありましたけれども、年齢構成の偏り等を配慮しながらというのはわかりますけれども、全体として充足計画というのはいつ完了する予

定で立てられているのでしょうか。その辺が明確でないのと、やはりPDCAサイクル等できちんと検証して、計画的に早期に完了していくということが求められていると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

2点目、先ほどの環境測定業務ですけれども、この肝心なところはやはり、ごみ焼却場建設前の測定値と運転以降の測定値、この比較等をきちんとしながら住民に説明の機会を設けるということが大切だと思いますが、その点についてはこの業務委託料の中でも、建設前のデータとの比較等についてはやられるのかどうか確認します。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（上野法之君） プロパー化職員の年次計画でございますけれども、現在、派遣職員はおよそ3年周期となっておりますので、そういった周期等も合わせながら6年程度をかけて、2名ほどはプロパー化に移行していきたいというように考えております。実際には異動等、他の自治体との関係もありますので、ここで年数を何年とはっきり申し上げることはできないことは、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（松澤泉君） ごみ焼却施設の運営にあたっては、周辺住民の皆様の安心が最も重要であることから、地元周辺自治会の方々と調整して説明会を予定しております。

またその他に、回覧文書による周知、ホームページで周知してまいりたいと思っております。なお、説明会の時期につきましては、測定結果が来月の下旬に予定されているということから、4月中旬以降に地元住民の方々への説明は予定しておりますとともに、広域連合議会におきましても、5月の定例会において説明させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） プロパー化については、概ね6年を目途に完了していくというような答弁がありました。やはり生え抜きの職員でモチベーションを高めながら、広域連合の業務をより質の高いものにしていくという点はプロパー化と、プロパー化から出た職員が事務局長を務めるというようなプロセスというのは、非常に大事だと思います。そういった点で、広域連合長の指導性というものは非常に重要かと思いますが、改めて連合長、管理者としてその辺の考えを聞かせていただきたいと思っております。

エコパークにつきましては、今までも指摘しておりますが、水源の近くにごみ焼却場を建設すること自体が私は問題と指摘をしてきました。しかし、残念ながら建設され、運用されているわけですので、住民が心配する安全性については、広域連合長、理事者としての責任をもって、率先して安全等の説明を真摯に行っていく必要があるかと思っております。また、職員に対してもそういった指導管理していく必要があるかと思っております。

以上2点について、理事者としての見解を改めて伺っておきたいと思っております。

○議長（勝野富男君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 2点についてご質問いただきました。概ね、それぞれ担当課長、事務局長からご説明申し上げたとおりでございますが、まず1点目の広域連合職員のプロパー化につきましては、これまでも年次計画的に1人ないし2人ずつ正規職員に振り替えてきたのはご案内のとおりでございます。31年度のおきましても、新年度予算で1人新たにプロ

パー職員を採用する予定で計上しております。そうした中で、いわゆる幹部職員への登用も含め、各職位にどのような職員を登用していくか、これはそれぞれ職員の勤務年数、経験、様々な要素が絡んでまいりますし、また一方で、職員を求める職につきましても、一定の専門的な経験を必要とする、そういった観点からすれば答弁申し上げましたとおり、年次計画的にある程度の時間をかけて順次切り替えていく、一斉に切り替えていくというのはなかなか難しいということはお案内のとおりでございます。

そうした中で、いま事務局長から6年を1つの目安にということでもあります。そうしたことから、今後も職位のバランスを取りながら、必要に応じて派遣職員を継続しながら、きちんと将来的には事務局職員のプロパー化を実現してまいりたい、そのためにはやはり、議員のご指摘にもありましたように、様々な経験をいただく、それによって職務を担う必要な資質を高めていく、それが大事だと思いますし、また、全てプロパー職員だけで担っている体制になるかどうかというのは、特に専門的な職種については、場合によっては構成5市町村からの派遣を求めるということも織り込んでいく必要があるかとも考えております。いずれにしても働きがいのある職場づくりは1番大事なことでありますし、それによって安定的な広域連合の業務、事務を進める上でも不可欠というように考えるところでございます。

2点目の一般廃棄物処理施設北アルプスエコパークにつきましては、もちろん賛否両論があったことではありますが、議会のご承認をいただきこのような形になり、昨年8月から本稼働に切り替えたところでございます。候補地がいわゆる建設地と決まった以降につきましては、詳細なそれまでの生活環境に有する様々なデータを集積しております。

新しく稼働を始めた後の比較につきましては、当然、分析いたしますし、それを地域住民の皆様との、これは確か協定をすでに結んでございますが、そうした協定に基づいてきちんと説明する、そうした責任は広域連合が負っております。そうした中で、しっかりした説明を申し上げ、そして生活環境に大きな影響がないということについても、ご理解いただくような手立てを考えてまいります。以上でございます。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第8号は、各常任委員会に付託いたします。

次に議案第9号「平成31年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただ今議題となりました、議案第9号「平成31年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を759万8千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書の最下段をご覧ください。

新年度予算は、前年度比317万2千円、71.7パーセントの増となっております。増

額の主な要因は、ふるさと市町村圏基金のうち、5年の定期預金で運用しているものが満期を迎えることによるものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1利子及び配当金554万6千円は、ふるさと市町村圏基金の利子収入で、増額の要因は、満期を迎える定期預金の利子によるものでございます。款2繰越金205万2千円は、前年度からの繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1活動事業費252万6千円は、節11需用費の印刷製本費では、広域連合広報紙「北アルプス遊・交・学」年2回の発行経費でございます。節19負担金補助及び交付金は、ふるさと市町村圏事業補助金として、各市町村の地域振興イベント実行委員会等への活動補助を行うものでございます。款2予備費では、507万2千円を計上しております。予算規模に対し予備費が多くなっておりますが、31年度に満期を迎える基金利子収入を、32年度以降の事業に備えておくためのものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はございませんか。

矢口あかね議員。

○12番（矢口あかね君） この事業ですが、平成4年頃から元手が10億という金額で始まった事業とお聞きしております。運用益でやっていくということだったようですが、このところ広報紙と各自自治体の夏祭り、そちらでの支出となっておりますが、現在の基金残高と今後の方向性をお聞かせください。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

企画財政係長。

○企画財政係長（飯島伸幸君） お答えいたします。ふるさと基金の残高でございますが、5億4,640万円でございます。かつて基金の創設当時は10億円という基金がございまして、当時は利率もよかったということもございまして、様々なイベントの実施ですとか、幅広い事業を展開できたわけでございますが、取崩し等ございまして、基金の残高、利率等も少なくなっているということで、現在のところこのような事業内容となっているところでございます。

今後につきましては、さらに低金利等が進むことが予想されることから、市町村の方々と31年度話し合う中で、基金の運用、事業の内容等についても話し合いをもって決めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（勝野富男君） 他に。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に議案第10号「平成31年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第10号「平成31年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を2億7,763万8千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算の事項別明細書をご覧ください。

最下段、新年度予算額は、前年度比1,596万円、6.1パーセントの増となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1入所療養介護費収入1億2,651万1千円は、施設入所の保険給付で、平均介護度3.0、年間1万5,000人、1日当たり41.1人を見込でおります。項2、目1短期入所療養介護費収入2,102万3千円は、短期入所による保険給付で、短期入所と予防短期入所を合わせ、年間2,338人 1日当たり6.4人を見込でおります。目2、通所リハビリテーション費収入4,911万3千円は、通所リハビリと予防通所リハビリ利用者の保険給付で、営業日数は年間250日、利用者は合わせて5,200人、1日当たり20.8人を見込んでおります。項3、目1施設利用料収入4,864万3千円は、各サービスでの利用者負担金で、介護保険の自己負担分と食費、居住費、日用品代等でございます。項4、目1特定入所者介護サービス費収入763万4千円は、低所得の施設利用者への食費、居住費の負担限度額に対する補足給付費でございます。款2、項1、目1繰越金400万円は、前年度繰越金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。款6、項1、目1虹の家事業基金繰入金は、1,997万円であり、虹の家は開所以来22年が経過しており、経年劣化等による老朽化が目立つことから、新年度におきまして、施設の大規模改修計画策定の業務委託料、送迎用車両2台、電動ベッド1台の備品購入費に充当するものと、療養介護費収入の不足分を繰り入れるものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1介護老人保健施設事業費は2億7,363万8千円となっております。節2給料から節4共済費は職員12名分の人件費でございます。前年度と変更している内容は、臨時職員につきましては、新年度から運営を委託しております市立大町総合病院の採用に変更し、臨時職員17名分に係る人件費につきましては、賃金から施設運営委託料に付替えて計上しております。節11需用費は、施設の運営に係る消耗品費、燃料、光熱水費、施設の設備や備品等に係る修繕料、賄材料費など、節12役務費は、電話料等の通信運搬費、手数料、保険料でございます。節13委託料では、市立大町総合病院への施設運営委託料1億399万3千円と給食提供委託1,865万2千円などで、施設運営委託では、医師1名、看護師5名、理学療法士2名、事務長と事務員の2名分及び、先ほどご説明いたしました臨時職員の看護師4名、介護補助員12名、業務員1名に係る人件費などがございます。また、施設や設備機器等が老朽化してきていることから、施設の大規模改修計画策定の業務委託料180万3千円でございます。節18備品購入費622万3千円は、通所サービスに必要な送迎車両が老朽化していることから安全かつ確実な運行を図るため古い車両から計画的に2台を更新するための経費580万円と電動ベッド1台分でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

款2予備費は、400万円でございます。16ページからは給与費明細書となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 大きく6点について質問したいと思います。1点目は31年度新しい予算の中で、30年度と比較して利用率はどのくらい見込んでいるのか。入所、短期入所、通所リハビリ、それぞれで説明をいただきたいと思います。

2点目はマンパワーについてです。補正でも伺いましたけど、新年度にあたって大町病院からの採用になるという説明がありましたけど、医療従事者と広域連合からの派遣職員の、必要な職員の充足はされているのかどうか、この点についてまず伺いたいと思います。特にリハビリに関しては、理学療法士の配属というのはどうなっているのか、加えて説明ください。

3点目は基金の状況についてです。31年度は基金の取り崩しをしておりますけど、その額をいくら見込んでいるのか、31年度末の基金残高をいくら見込んでいるのか説明ください。

4点目は業務改善委員会についてです。本年度の予算作成にあたって、業務改善委員会で検討されたような事項がどのように反映されているのか説明ください。

先ほどの説明でも大規模改修を予定しているという内容ですけども、想定される改修というのは具体的にどんな改修が必要となるのか説明いただきたいと思います。

最後6点目ですけども、虹の家の職員に関して大町病院は、現在、職員の賃金カットをしております。これに準ずる組織であるということで、虹の家の職員も賃金カットするののかどうか説明いただきたいと思います。

○議長（勝野富男君） 6点について。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず1点目の療養介護費収入のサービスごとの利用率の見込みでございます。入所、短期入所含めて、入所関係ですと、本年度の見込みとすると89.6パーセント、90パーセントを切る状況であります。31年度見込んでいるのは95パーセントということで、プラス5.4パーセント増を見込んでいるものでございます。通所リハビリにつきましては、本年度87.5パーセントを31年度は86.7パーセントということで見込んでいるものであります。

2点目のマンパワーの充足でありますけれども、先ほどの議案第4号の答弁と重複いたしますけれども、いずれにしても31年度につきましては、臨時職員まで含めて全部で38名体制を予算に見込んでいるものであります。実質的な1名増ということでありまして、理学療法士のお尋ねでありますけれども、現在の2名体制を維持してはおりますけれども、リハビリ関連の加算の要件などを見極めながら、大町病院との調整も課題と考えるところであります。

3点目の基金の状況でありますけれども、基金繰入金のうち経常費ということで、療養介護費収入の減少に伴うものにつきましては、1,183万5千円でありまして、この結果、基金残高については、9,935万2千円となる見込みであります。

4点目の業務改善委員会に関してですが、31年度予算編成にあたって、反映された事項は何かということでありますけれども、業務改善委員会において検討事項のなかで反映された主なものとしたしましては、臨時職員の雇用につきまして、委託料に含めて大町病院の採用となるものということでございます。

5点目の大規模改修についてのご質問でありますけれども、どのような改修が想定されているかということなのですが、現在、建築基準法に基づく定期検査などで指摘されている部分につきましては、昇降機エレベーターの既存の不適合部分、消防法では防火シャッターの安全装置の不適合と非常灯の交換など数多くありまして、建設から22年が経過しているという状況もございまして、利用者の安全確保と施設の機能維持のための改修を想定して、基本設計と同内容で31年度予算では委託料を計上しているものであります。

6点目の大町病院と同等の賃金カットはどうかということでございますけれども、この点につきまして、広域連合派遣職員に関しては賃金カットしておりません。振替休日につきましては、大町病院と同内容で進めているところであります。以上です。

○議長（勝野富男君） よろしいですか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 職種ごとの利用率ですけれども、特に入所の関係は95パーセントの利用率としているわけですけれども、現在の1名プラスの38名体制で本当に可能なのかどうか。2点目のマンパワーとの関連で、やはり大町病院の協力も得ながら、必要な人員というのはきちんと確保しないと、95パーセントの利用率というのは維持できないのではないかとこのように思いますけど、この点について確実な保証が得られるのかどうか、再度答弁いただきたいと思っております。

基金の状況ですけれども、基本的に基金をかなり取り崩してきているわけです。それに加えて、建物大規模改修にも必要になってきているわけですし、最終的にこの虹の家の建て替えというときには、基金があてにならないという状況が想定されるわけですけれども、そういった時点においてはどのような対応を考えているのか説明ください。

業務改善委員会についてです。この資料を読ませていただきますと、県の監査が入っております。この県の監査の結果というのはどうなっているのか説明ください。2点目は介護医療院について検討されているようですけれども、この介護医療院というのは、今後どのような扱いにしていくのか説明いただきたいと思っております。

大規模改修につきましては、エレベーターと防火シャッター、この改修と全面的な改修との関連をどう考えているのか。当面のエレベーター、防火シャッター等の改修については、法律的な経費節減という視点では、どのような検討がされているのか説明いただきたいと思っております。

それから虹の家の職員で、一部は賃金カットされないけれども一部は賃金カットがある。同じ働く職場でそういった格差があるというのは、非常に大きな問題になるかと思っております。基本的に私は賃金カットしない方向で解消する必要があると思っておりますけれども、その点については広域連合長の見解を伺いたいと思っております。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） 1点目の入所の利用率とマンパワーの関連の部分でありますけれども

ども、平成27年度のときには93.5パーセント、28年度が94パーセントということで、95パーセントを切っている状況でした。同じマンパワーでも29年度では、98.1パーセントということで、95パーセントを越えている状況もございます。確定的なことは申し上げられないわけでありまして、基本的には最低でも95パーセントは達成するという目標でやっているところでございますし、98パーセントまで増えることが療養介護費収入の増にもつながるとということで、現在は38名体制で見込んでいるところでございます。

2点目の基金でありますけれども、枯渇した場合の状況についてはどうするかということですが、これについては、これからの検討段階でございまして、大規模改修も含めまして、現段階では事業について利用率を向上させることも含めてスタッフ一同で頑張りたいというところであります。

県の指導監査の結果ということでありまして、この中身につきましては細かく何点かあるのですが、過誤調整として適正な介護報酬の請求が出されなかった部分につきましては、影響額は15万円ほどございました。介護医療院の検討につきましては、厚労省の通知のなかで示されている部分でありますけれども、広域連合とすれば介護医療院を開設する者には成り得ないという状況であります。私からは以上です。

○議長（勝野富男君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 市立大町総合病院の職員の給与カットに関連して、この虹の家の職員はどうなるのかというご質問でございます。

まず広域連合の職員、いわゆる直営で配置して業務に従事する職員につきましては、広域連合の職員でありますから給与カットという影響は及びません。また委託によって大町病院からの職員が配置されます。これにつきましては大町病院の職員としての給与等の勤務条件が適用されますので、大町病院において決定された給与カットは及びます。もちろんそうした1つの職場にそれぞれ職員の身分の違う者が業務を共同で行うという点については、議員ご指摘のような懸念はありますが、そうした懸念が実際の問題として発生しないようには気を付けて参らなければならないと考えております。以上です。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 県の監査の結果の説明がありましたけれども、15万円程度という説明がありました。これは単年度で問題が指摘されているわけですし、過去のものに振り替えると、総額では252万円という大きな額になります。たまたまこれは県がペナルティの対象としていなかったのが免れているという状況であります。極めて重大な事態かと思っておりますけれども、この原因についてなぜこういったことが起きたのか改めて説明いただきたいと思っております。

介護医療院については、チャンスがあったのにこれを逃しているのであれば、次のチャンスというのはいつになるのか、その逃した理由と次期介護医療院の資格を取る年度はいつになるのか、改めて説明いただきたいと思っております。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） ご指摘の1点目でありまして、県の指導監査において指摘された事項であります。議員ご指摘のとおり、大変重要な問題というように捉えております。

影響額で言うと、先ほどご指摘のあったとおり750万円程度は介護費報酬の返上があり得たということであります。

原因はたくさんあるわけですが、1つには、リハビリの行った時間が法改正前の20分でリハビリを行っていたものが、実際には40分行っていなければいけなかったという部分がありました。それから、通所リハビリのなかで、常勤換算で1名いなければいけないという部分なのですが、それが実際には1階で行われている通所リハに2人いるときもあるし、逆に2階の入所のところに2人が上がってしまったという状況がありまして、県の指導監査のなかでは、その部分が指摘されました。問題としては大きな部分ではありますが、職員、スタッフのサービスの資質、それから内容の向上というものを目指しながら、介護報酬の加算の要件というものを必ず確認させていただいて、それを取ることが増収につながるということもありますので、法改正に伴ったマニュアル等の見直し、検討などにつきましては、チーム会、スタッフなどで共有しながら強化していきたいという考えであります。

介護医療院につきましては、検討段階で、先ほど申し上げたとおり、開設者に成り得ないという部分でありますけれども、通知の中では、30年3月末までに介護老人保健施設を介護医療院に転換するという条件があれば、成り得たという部分であります。検討項目のなかで、改めて昨年度の夏頃の検討が始まったわけですし、それ以前までのところに、改正部分について注視してこなかったという、私どもの把握不足も事実かと思えます。説明は以上となります。

○議長（勝野富男君） 他にございますか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第10号は、福祉常任委員会に付託いたします。

ここで日程第4の途中でありますので、1時30分まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後12時24分

再開 午後 1時30分

○議長（勝野富男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第11号「平成31年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第11号「平成31年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を69億9,547万3千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書、最下段をご覧ください。

新年度は、前年度比で2億2,293万5千円、3.3パーセントの増となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料13億8,131万1千円は、65歳以上の方2万1,038人分の保険料で、所得階層区分ごとに説明欄のように見込んでおります。節1現年度分特別徴収は、年金年額が18万円以上の年金受給者からの天引きにより納めていただく保険料で、節2現年度分普通徴収は、年金の年額が18万円未満の方や年度途中で65歳に到達をされる方などで、納付書や口座振替等によって納めていただく保険料でございます。節3滞納繰越分は、収納率を7.3パーセントと見込んでおります。款2、項1、目1市町村負担金10億1,789万8千円は、前年度比1.2パーセントの増となっております。款4国庫支出金以下、10ページ、11ページの款6県支出金、項1、目1介護給付費負担金までは、保険給付に伴う法定負担分であり、それぞれ説明欄に記載の割合となっております。なお、款4、項2、目7保険者機能強化推進交付金1,165万円は、自立支援・重度化防止等の取組を支援するため、平成30年度新たに創設されたものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

項2、目1介護保険事業費補助金127万7千円は、利用者負担軽減対策費に対する補助金、目2地域支援事業交付金719万1千円は介護予防事業に係るもの、目3地域支援事業交付金3,595万9千円は、地域包括支援センターの運営及び任意事業に係るもの、目5地域支援事業費交付金2,304万3千円は、介護予防・日常生活支援総合事業に係るものでございます。款8繰入金のうち項1一般会計繰入金4,232万円は、低所得者保険料軽減分を一般会計から繰入れるものであり、議案第8号一般会計予算で説明したとおり、10月からの消費税率改定により軽減対象者の拡大を予定しております。項2、目1介護保険給付準備基金繰入金は、5,506万9千円を繰入れるものでございます。

16ページ、17ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1一般管理費8,277万5千円は、職員5名分の人件費のほか、節13委託料は介護保険ソフト保守委託料及び介護保険業務委託料などの事務の執行に係る経費、節19負担金補助及び交付金は、職員派遣費用負担金2名分などでございます。項2、目1賦課徴収費500万4千円は、賦課徴収に係る印刷製本費、通信運搬費は、納付書等の郵送料などでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

項3、目1介護認定審査会費1,496万9千円のうち、節1報酬1,006万円は、認定審査会の委員報酬、節7賃金162万2千円は、審査会運営に係る臨時職員1名分の賃金でございます。目2認定調査等費3,407万1千円の主なものは、節7賃金1,316万6千円は、認定調査員6名分、節12、役務費の手数料1,796万7千円は、認定審査に係る主治医意見書作成手数料4,000件分などでございます。項4、目1趣旨普及費137万9千円の主なものは、節11印刷製本費で年3回発行の広報紙「井戸端かいご」発行等に係るものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

項5、目1計画策定委員会費45万4千円は、節1報酬では、介護保険事業計画策定委員報酬などのほか、節11印刷製本費では、高齢者実態調査に係る調査票等の印刷費でござい

ます。項6、目1特別対策事業費1,687万4千円は、利用者負担軽減のための経費であり、主なものは節19負担金補助及び交付金の社会福祉法人等が行う利用者負担軽減補助金などでございます。款2保険給付費では、国が本年度に消費税増税分の介護報酬増額改定を行う給付費の増額分を見込んでの予算計上としております。款2、項1介護サービス等諸費は、要介護1から5に認定された方の利用に対する給付で58億4,542万3千円と前年度比3.6パーセントの増となっております。目1居宅介護サービス給付費21億9,457万1千円は、主に在宅で利用する介護サービスに係る給付で前年度比5.1パーセントの増となっております。

22ページ、23ページをご覧ください。

目3地域密着型介護サービス給付費9億4,032万9千円は、前年度比2.7パーセントの増となっております。目5施設介護サービス給付費23億9,716万1千円は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設の利用に対する給付で、前年度比2パーセントの増となっております。

26ページ、27ページをご覧ください。

項2介護予防サービス等諸費1億3,943万5千円は、前年度比1.3パーセントの増となっており、主なものは、目1介護予防サービス給付費9,263万9千円であり、前年度比2.1パーセントの増となっております。

28ページ、29ページをご覧ください。

目3、地域密着型介護予防サービス給付費777万3千円は、前年度比8.4パーセントの増を見込んでおります。

32ページ、33ページをご覧ください。

項4高額介護サービス等費1億2,112万1千円は、介護サービス利用時の自己負担額が一定の負担限度額を超えた額について給付するものでございます。

34ページ、35ページをご覧ください。

項6特定入所者介護サービス等費2億5,749万7千円は、低所得の施設利用者の食費及び居住費に対する補足給付でございます。

36ページ、37ページをご覧ください。

款3、項1、目1給付準備基金積立金1,221万9千円は、基金利子と保険者機能強化推進交付金の交付に伴い、保険給付へ充当した減額相当分の保険料を基金に積み立てるものでございます。

38ページ、39ページをご覧ください。

款4地域支援事業費4億2,864万5千円は、介護予防・日常生活支援総合事業の開始3年目となり、前年度比5.4パーセントの増となっております。項1、目1介護予防事業費4,700万円は、関係市町村に介護予防事業を事務委託しており、前年度比0.5パーセントの増となっております。項2、目1包括的支援事業・任意事業費1億1,577万円は、介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業を関係市町村への委託等により実施するので、前年度比0.1パーセントの増となっております。項2、目2任意事業費1,135万4千円は、介護サービス相談員事業、給付適正化事業等を実施するものでございます。

40ページ、41ページをご覧ください。

項2、目3包括的支援社会保障充実分事業、5,998万円は、北アルプス連携自立圏協約を活用した認知症初期集中支援チーム事業、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携等に係る事業を関係市町村への委託等により実施するものでございます。項3、目1介護予防・生活支援サービス事業費1億6,669万2千円は、総合事業の訪問・通所サービス費等であり、前年度比2.1パーセントの減となっております。

44ページ、45ページをご覧ください。

項6、目1生活支援体制整備費1,051万8千円は、新たに創設された保険者機能強化推進交付金を主な財源とし、自立支援・重度化防止等を目的とした事業を市町村に委託するものでございます。

46ページからは給与費明細書、51ページは市町村負担金一覧表となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はございませんか。

薄井孝彦議員。

○10番（薄井孝彦君） 40ページの介護予防・生活支援サービス事業で、訪問介護の件数が減ったということで、減少したという説明がありましたけれども、高齢者が増えている中で、対象者が減ったということなのでしょうか。その辺のもう少し詳しい理由を教えてください。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

介護保険係長。

○介護保険係長（大塚裕明君） 40ページの介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、国のほうから交付の基準が設定されておりまして、高齢者の伸び率に前年度の実績を掛けたものとして上限が設定されます。その中で上限が設定されて、その中で事業を行っていくわけですが、今回設定した上限は、先ほどの補正予算でも説明させていただいた中で、上限よりも補正を減額するような形で推移をしていますので、全体として予算計上額は減額となっておりますが、事業費としては十分なものが確保されているような状況になっております。

○議長（勝野富男君） 他に。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第11号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に議案第12号「平成31年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第12号「平成31年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を1,670万3千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書、最下段をご覧ください。

新年度は、前年度比で2万3千円、0.1パーセントの増となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1衛生使用料390万円は、診療使用料で診療日数は290日、患者数は年間500人、診療1日当たり1.7人を見込んでおります。款2、項1、目1市町村負担金は、1,180万円でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1診療管理費1,625万3千円は、節1報酬は医師の報酬、節4共済費、節7賃金は看護師、医療事務員の労災保険料及び賃金8名分であり、節9旅費は医師の費用弁償となっており、これら医療関係者の人件費が診療管理費の約80パーセントとなっております。節11需用費の主なものには医薬材料費であり、節13委託料は保険請求事務機器及びソフトの保守委託料、節14使用料及び賃借料はレセプトコンピュータのリース料などが主なものでございます。節19負担金補助及び交付金は「フレンド・プラザ大町」内を借用して開設しており夜間警備保障業務と光熱水費については大町市への負担金でございます。款2予備費は45万円を計上しております。

12ページは給与費明細書、13ページは市町村負担金一覧でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第13号「平成31年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第13号「平成31年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を2億275万4千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

新年度予算は、前年度比13万1千円、0.1パーセントの減となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1鹿島荘負担金1億5,701万円は、市町村からの鹿島荘の運営費、改築事業に係わる連合債の償還分と、鹿島荘の事業収入となる生活短期宿泊事業、老人保護措置費に係る負担金でございます。款2、項1、目1ひだまりの家収入2,484万4千円は、ひだまりの家の入所者9人分の介護保険給付分、目2ひだまりの家施設利用収入1,078万9千円は、介護保険の自己負担分、施設利用料、光熱水費、燃料代、食材料費でございます。款4、項1、目1鹿島荘繰越金550万円、目2ひだまりの家繰越金400万円は、前年度からの繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1管理費1億744万8千円は、人件費では、嘱託職員、嘱託医師、職員9名、臨時職員11名分でございます。節13委託料は、清掃業務委託料、給食調理補助業務委託料、消防設備点検委託料などがございます。節18備品購入費では、厨房で使用している食材の加熱調理のためのスチームコンベクションオーブンを更新するものがございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

目2生活費3、806万5千円は、入所者50人と生活短期宿泊事業入所者の日常生活に係る経費でございます。主なものは、節11需用費では、介護が必要な入所者が増加しておりオムツ等の消耗品費、燃料費の灯油代、光熱水費の電気料などや賄材料費でございます。節12役務費の手数料では、入所者の健康診断、シーツなどの洗濯手数料、節14使用料及び賃借料は、通信カラオケ使用料ほかで、通信カラオケの転倒防止体操、口腔機能向上体操など入所者の機能強化を図っているものがございます。節20扶助費は、入院患者の日用品のほか介護保険サービス利用に係る費用などがございます。項2、目1ひだまりの家管理費3、926万6千円は、人件費では、職員1名分と、所長と事務員の人件費の按分分と臨時職員9名分でございます。その他入所者9人分の日常生活費、施設の維持管理経費で、主なものは、節11需用費の燃料費、光熱水費、15ページの賄材料費でございます。款2、項1鹿島荘公債費1、478万1千円は鹿島荘改築事業の24年度事業の償還でございます。款3予備費は319万4千円としております。

16ページからは給与費明細書、21ページは市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第13号は、福祉常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後 1時53分

平成31年 2月14日

開会 午前10時00分

○議長（勝野富男君） おはようございます。ただいまから平成31年北アルプス広域連合議会2月定例会、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、17名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、欠席、遅参等については、事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（上野法之君） 報告いたします。11番平林寛也議員が所用のため本日欠席との届出が出されております。以上でございます。

○議長（勝野富男君） 続いて、理事者等の欠席、遅参等については事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（上野法之君） 報告いたします。正副連合長は全員出席をしております。以上でございます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」

○議長（勝野富男君） 日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」を行います。

はじめに、議案第1号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（北澤禎二郎君）登壇〕

○総務委員長（北澤禎二郎君） 総務常任委員会に付託されました議案第1号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、違反對象物の公表はどのような段階を踏んで公表に至るのかとの質疑があり、行政側より、違反防火対象物の公表については、2020年4月1日以降、防火対象物の立ち入り検査を実施し、本条例に定められた設備の設置について違反が認められたものについて、北アルプス広域消防本部ホームページへの掲載により公表を行うとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務委員長の報告に対して、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(猪股充拓君)登壇]

○福祉委員長(猪股充拓君) おはようございます。福祉常任委員会委員長猪股です。お願いします。

当委員会に付託されました議案第2号「北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員より、要介護認定における更新申請のうち、状態安定者の有効期間を36ヶ月に期間延長するが、問題ないかとの質疑があり、行政側から状態安定を見込んでの認定となるが、状態が不安定になった場合には変更申請が可能との説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長(勝野富男君) 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

福祉委員長の報告に対して、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号「北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号及び議案第6号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(北澤禎二郎君)登壇]

○総務委員長(北澤禎二郎君) 議案第3号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第5号)」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第2号)」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。以上で報

告を終わります。

○議長（勝野富男君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

はじめに、議案第3号について、総務委員長に対して、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第6号について、総務委員長に対して、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第3号及び議案第6号について、討論はありませんか。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

はじめに議案第3号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第3号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第6号「平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、議案第5号及び議案第7号について、福祉委員長の報告を求めます。
福祉委員長。

〔福祉委員長（猪股充拓君）登壇〕

○福祉委員長（猪股充拓君） 当委員会に付託されました議案第4号、議案第5号及び議案第7号について順次報告いたします。

はじめに、議案第4号「平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員より、介護療養費収入のうち、通所リハビリテーション収入の減額理由についての質疑があり、行政側から通所リハビリテーションの定員は1日24人であるが、4月から8月までの利用者は22人前後で推移するも、秋から冬にかけての入院やインフルエンザなどの影響で、利用者が減少したとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に議案第5号「平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員より、介護保険料の特別徴収の人数と変更の要因は何かとの質疑があり、行政側から、本年度の当初予算の積算人数は2万500人で、変更の要因は所得段階人数の変更であると説明がありました。また、保険者機能強化推進交付金の交付基準はどのようなものかの質疑があり、行政側から、保険者機能の強化体制の構築、自立支援、重度化防止に係る施策の推進、介護保険運営の安定化に係る施策の3分野61項目について評価されるとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に議案第7号「平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第4号)」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員より、賄材料費の減額理由について質疑があり、行政側から、予算に対して比較的安価な生鮮食品の購入ができたことから、不用額を減額したとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

はじめに、議案第4号について、福祉委員長に対して、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第5号について、福祉委員長に対して、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号について、福祉委員長に対して、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第4号、議案第5号及び議案第7号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

はじめに、議案第4号について、福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号「平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第4号)」は福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号「平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」は福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号「平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第4号)」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(北澤禎二郎君)登壇]

○総務委員長(北澤禎二郎君) 議案第8号「平成31年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、常備消防費のうち、女性専用室等整備改修工事の内容について質疑があり、行政側から、女性専用室の整備として仮眠室、シャワー室、更衣室兼休憩室、洗面室及びトイレの整備が主なもので、それらの施設を、既存の建物内に設置することになるため、建物内の機能移動を伴う整備になるとの答弁がありました。

また、高機能指令システム部分更新と、今後の更新予定について質疑があり、行政側から、当該指令システムは24時間365日無停止が要求されており、信頼性の高いサーバーや端末コンピュータで構成されているが、5年を経過すると電源や冷却装置、さらにハードディスクなどの主要部品が設計寿命を迎えるため、これらのパーツを含む機器や装置について部分更新を行い、設備の長寿命化を図るが5年後には全部更新を予定しているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) 次に、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(猪股充拓君)登壇]

○福祉委員長(猪股充拓君) 議案第8号「平成31年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に付託された部分につきまして審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第8号について、まず、総務委員長に対して、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、福祉委員長に対して、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。賛成ですか、反対ですか。(一般会計反対討論)

〔4番(大和幸久君)登壇〕

○4番(大和幸久君) 議案第8号「平成31年度北アルプス広域連合一般会計予算」に反対の討論を行います。

31年度一般会計予算に反対する主な理由の1点目は、本予算で執行されている大町市平源汲地区に建設されたごみ焼却場の運営に基本的に賛同できないからであります。本年度予算では、地域住民の環境汚染の心配に対して、その安全性を証明するための環境測定業務委託料1,475万9千円が予算化されております。

もともと大町市民の重要な飲料水源である矢沢水源がすぐ近くにあるところへの焼却場建設には、基本的に無理があるもので、住民に対する安全性の確保の上からは、避けなければならない立地であります。焼却場建設前の環境仕様と、稼働後の環境測定値を公表し説明をする上でも、信頼性の高い環境測定業務が求められております。本予算執行が厳正に実行され、その検証をした上で評価できるものであり、執行前の現段階では、確信的な賛成ができないことを改めて表明し、その意味での反対の立場での表明をしておきたいと思っております。

2点目は、広域連合職員のプロパー化の課題についてです。本議会でこのプロパー化について、概ね6年を目途に実現する計画で進める旨の答弁がありました。初めて目標年限を定めた説明があり、この点については評価するものであります。最終的には、プロパー職員の事務局長の就任の下で、大北地域住民の福祉の充実に向けた質の高い、地方自治体行政が執行される日が1日も早く実現されることを期待しているところであります。

現状では計画の実行過程であり、今後の取り組みの推移を検証しなければその評価はできないものであります。その意味において、確信的な賛同はできないことから、とりあえず反対の立場を表明しておくものあります。

以上2点、本予算反対の理由を述べて、討論を終わりたいと思っております。

○議長(勝野富男君) 他にありませんか。

佐藤浩樹議員。賛成ですか、反対ですか。(議案第8号賛成)

〔3番(佐藤浩樹君)登壇〕

○3番(佐藤浩樹君) 議案第8号「平成31年度北アルプス広域連合一般会計予算」について、私は賛成する立場から討論いたします。

一般会計の主なものは、ごみ処理広域化による一般廃棄物処理施設の適切かつ安全な運営、消防救急体制の迅速・確実な活動の実施、葬祭場の運営に係る経費など圏域住民の安心、安全な生活を確保するための事業予算であります。他にも、総務費では北アルプス市町村会館の管理に関する経費、市町村と広域連合の情報処理システムの共同利用。保健衛生費では当番医や病院群輪番制事業等、地域の医療基盤に関する経費など、いずれも圏域住民にとって必要不可欠なものばかりであります。

本予算を可決のうえ事業推進を図ることこそが住民福祉につながるものと確信いたします。このことから、平成31年度一般会計予算は、可決すべきものと判断いたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。皆様のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(勝野富男君) 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号を各委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第8号「平成31年度北アルプス広域連合一般会計予算」は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号及び議案第12号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(北澤禎二郎君)登壇]

○総務委員長(北澤禎二郎君) 当委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

はじめに、議案第9号「平成31年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「平成31年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務委員長に対して、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第9号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第9号「平成31年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第12号「平成31年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、議案第11号及び議案第13号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（猪股充拓君）登壇〕

○福祉委員長（猪股充拓君） 当委員会に付託されました議案第10号、議案第11号及び議案第13号について順次報告いたします。

はじめに、議案第10号「平成31年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員より、現在の虹の家の職員のモチベーションはどうかとの質疑があり、行政側から、職員会議やチーム会などでのサービスの質の向上についての検討や、サービス提供について意欲的に取り組んでいる状況であるとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして議案第11号「平成31年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員より、地域支援事業費の内、生活支援体制整備費の1,051万8千円は、買い物サポート事業費なのかとの質疑があり、行政側から、買い物サポート事業を含む生活支援体制整備を行う事業費であるとの説明がありました。

また、買い物サポート事業の市町村別の登録者の状況について質疑があり、行政側から、先月時点で、大町市51名、池田町10名、松川村30名、白馬村11名、小谷村5名の計107名であるとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして議案第13号「平成31年度老人福祉施設等事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

福祉委員長に対して、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。議案第何号ですか。（議案第10号反対）

〔4番（大和幸久君）登壇〕

○4番（大和幸久君） 議案第10号「平成31年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について、反対の討論を行います。

一昨年の一部幹部職員らによる異常な虹の家運営問題発生以来、その改善に尽力し、正常な運営に向けて、日々懸命な努力をされている職員はじめ関係者の皆様に対して心から敬意

を表するものであります。しかしながら、平成30年度の実績や平成31年度の予算編成を見ても、従前の問題点の解決にはまだほど遠い状態ではないかと危惧するところであります。

最大の問題点は、市立大町総合病院との在り方の調整が未だに完了しておらず、誰が責任を持つのか、誰に決定権限があるのかなどの問題解決のための組織体制の確立が曖昧のままであり、施設利用者のために職員が一丸となって取り組む体制作りが、遅々として進まない状態にあるのではないかという点を指摘せざるを得ません。

昨年実施された、長野県の監査の指摘事項を見ても、多くの基本的な問題点が山積みしていることは明らかです。この解決のためには、大町総合病院の開設者であり且つ北アルプス広域連合長であり、その最高権限を持っている牛越徹氏がその指導性を発揮し、管理監督責任を果たし、課題解決に向けて一層の努力が求められていることを指摘しておきたいと思えます。必要であれば適切な幹部職員に特命的な権限を与えて、当面の課題解決にあてさせるなどの抜本的な対策を実施すべきであることを提案するものであります。

長野県の監査担当者が最後に、「今日は様々厳しいことを指摘してきましたが、それは大北地区唯一の公立老健としての地域のフラッグシップとなり、模範的な施設になってほしいという想いがあればこそである。今後とも努力を続けていってほしい。」と結んでおります。虹の家設立時の初心、理念に立ち返り、利用者のために職員一丸となって取り組んでいた、問題が起きる以前の虹の家の運営を1日も早く取り戻すことが、広域連合の使命であり、未だその道半ばであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第10号「平成31年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

○4番（大和幸久君） 議長。議案第11号反対討論。

○議長（勝野富男君） それでは、議案第11号反対討論を許します。

〔4番（大和幸久君）登壇〕

○4番（大和幸久君） 議案第11号「平成31年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論を行います。

本予算に反対する主な理由は、平成31年度予算に組まれている、低所得者住民税非課税世帯の保険料軽減対策予算の財源構成に反対であるからであります。その理由は、この保険

料軽減対策の財源を、安倍政権が今年10月から10パーセントに引き上げるとしている消費税を財源としていることでもあります。そもそもこの消費税は、数多くある課税制度の中でも、逆進性が最も高い税制度であり、低所得者ほどその負担率が高いことがこの税制の最大の問題点であることを導入当初から指摘されているところであります。

今回の保険料軽減対策も低所得者対策でありながら、その低所得者から最も高い税負担を課し、それを財源として配分しているのでは、低所得者対策とは言えなくなるのではないのでしょうか。この仕組みについて、以上の理由から反対せざるを得ません。1989年の消費税導入後、これまで徴収されてきた消費税額は、約349兆円に上ります。一方、同時期に法人税減税によって減額されてきた税額は、約280兆円であり、これまで徴収されてきた消費税の約8割が法人税減税に消えていることとなります。安倍政権は消費税を5パーセントから8パーセントに増税する一方で、法人税を2012年の37パーセントから2016年の29.97パーセントに税率を引き下げ、約4兆円も減税をしてきております。

一方、アベノミクスの6年間で労働者の実質賃金は、年間16万円も目減りし、実質家計賃金は22万円も落ち込み、格差と貧困は広がるばかりのところへ10パーセントの消費税増税は、大北地域に暮らす住民の経済や暮らしをどん底に落とし込んでしまいます。財源は、消費税引き上げに求めるのではなく、アベノミクスで株価が2倍に跳ね上がり、円安差益や大企業減税で425兆円もの巨大な内部留保や利益を積み上げている、大企業や富裕層に応分の負担を求め、これを低所得者保険料軽減対策に充てることこそ求められているのではないのでしょうか。不況にあえいでいる大北地域住民の声を代表して、地方自治体の首長という立場から、国にその是正を強く求める声を上げていただくことを強く要請し、反対討論いたします。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。

二條孝夫議員。賛成ですか、反対ですか。（議案第11号賛成）

〔6番（二條孝夫君）登壇〕

○6番（二條孝夫君） 議案第11号「平成31年度介護保険事業特別会計予算」について、私は賛成の立場から討論をいたします。

来年度は第7期介護保険事業計画の2年目であります。急激に進む高齢化の影響により、制度開始から19年で高齢者の生活を取り巻く環境は大きく変化しており、要介護認定者は、およそ2倍、保険給付費は2.9倍まで膨らんでいます。人の老いと介護されることは誰もが通る道であります。故に、社会全体で介護保険制度を支えていかなければなりません。

一方で、日常生活において、支援や介護を必要とする方は、年々増加しており、介護サービスの需要も増大しております。介護保険制度並びに介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者や家族にはなくてはならない制度です。また、低所得者の介護保険料軽減の拡大措置に係る予算も計上されており、介護保険事業特別会計予算は、可決すべきものと判断いたします。高齢者が安心して暮らし続けることが出来る取り組みを充実させていくことを願い、賛成討論いたします。ご賛同の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 議案第11号について、他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

議案第13号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

議案第11号及び議案第13号について、採決を行います。

議案第11号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第11号「平成31年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第13号「平成31年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本2月定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) 2月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、昨日、本日と2日間にわたり、本会議及び常任委員会を通じ慎重なご審議をいただき、ご議決を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

本日、議決いただきました本年度補正予算並びに新年度予算など各案件につきましては、適切かつ効果的な執行に努めますとともに、生活環境や住民福祉の向上を図り、地域づくりの推進に全力を傾注してまいり所存でございます。

さて、開会あいさつでも申し上げましたが、広域連合の施策目標や事務事業の方針を具体的に示す広域連合広域計画は、平成31年度をもって5か年の計画期間が終了を迎えますことから、新年度には、新たな計画の策定作業に着手することとしております。この広域計画は、地方自治法の規定に基づくもので、圏域市町村の基本構想や法令に基づく様々な計画等との調整を図ることが必要であり、市町村及び関係機関と密接な協議を重ね進めることといたします。北アルプス圏域の将来を見据えた的確な計画を策定することが大きなテーマであり、全力で取り組んでまいります。

広域連合におきましては、今後も連合規約に基づく広域事務、事業の円滑な遂行を通じて、広域的な課題の解決に努めますとともに、引き続き市町村間の調整役としての役割を十分に果たすため、連携自立圏としての広域連携事業につきまして、適切な評価、検証を踏まえつつ、今後のさらなる展開に向けて圏域市町村と協議を進めてまいります。

各市町村では、間もなく市町村議会3月定例会が始まり、議員各位におかれましては、お忙しい日々が続くことと存じます。どうぞご自愛いただき、市町村の振興発展のため一層ご尽力いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（勝野富男君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。議員各位には、公務ご多忙のところご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

これにて、平成31年北アルプス広域連合議会2月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 10時43分

平成31年2月14日

議会議長

16番

17番